

下記の審査請求について審査が終了しましたので、彦根市議会議員政治倫理条例第 15 条の規定により、下記のとおり公表します。

令和 5 年 (2023 年) 3 月 30 日

彦根市議会議員 赤井 康彦



記

1 審査請求者の氏名

小川 隆史 議員

上杉 正敏 議員

森田 充 議員

中川 睦子 議員

2 対象議員の氏名

谷口 典隆 議員

黒澤 茂樹 議員

伊藤 容子 議員

3 審査請求の年月日

令和 5 年 (2023 年) 3 月 9 日

4 審査請求の事案の内容

令和 5 年 3 月 8 日、彦根市議会 2 月定例会の北川元気議員の一般質問に対し、市議会議員から市職員にカスタマーハラスメントの存在が答弁された。

翌 3 月 9 日、彦根市長から彦根市議会議員長あてに、カスタマーハラスメントの詳細が記された文書が提出された。

5 審査請求の理由

特定の市議会議員による倫理条例の第 3 条に違反する疑いがある事案が確認されたことから、彦根市長から提出された資料を、同条に違反する疑いがあることを証する書類として添え、倫

理条例第 6 条の規定に基づき審査を請求する。

6 審査の結果

谷口典隆 議員

まず、議長の任免権がどの範囲にまで及ぶのか、任免権の濫用はどこからなののかについては、法律の解釈の問題であり、この政治倫理審査会の場において判断しかねることから、倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号、第 5 号、第 6 号に違反する疑いがあることを審査請求内容とする取扱いとした。

今回の事案は、議員や議会事務局の職員が円滑に議員活動また業務が遂行できるように、議長として、その職務を精一杯果たそうとされていた中で生じたこと。職責を精一杯果たそうとされることは大変すばらしいものではあるが、議員からの熱心な話を受けた職員が、それをどのように捉えたかというところであり、人事の進め方については考慮すべき点があったのではないかと考えられる。

以上のことから、倫理条例第 3 条第 1 項第 6 号違反であると決定した。

黒澤茂樹 議員

黒澤議員の弁明やその後の質疑応答において、いずれの発言も相手の職員を侮辱する意図はなく、「頭の脳みそが汗かいて、耳から煙が出るぐらい」考えるとは「一生懸命考えてほしい」ということ、また、「大変なことになる」とは「スポーツ協会さんのご協力がなかったら、国スポ・障スポがうまく進まなくなる」という意図とのことだった。

いずれも熱心な議員活動の中での出来事で、熱い思いの中からの言葉ではあると推察できるが、相手に意図が伝わらず、また、説明不足であったことは否めず、結果的に相手の職員を傷つけてしまったこともまた事実である。このことについては、弁明の機会において、黒澤議員から反省の弁があったところ。

以上のことから、倫理条例第 3 条第 1 項第 6 号違反であると決定した。

伊藤容子 議員

伊藤議員の弁明と市長の申し入れとの間に、事実関係において齟齬がある部分があり、質問に関する事前の打ち合わせがあったかどうかなどについては、事実は確認できなかった。

本件は、伊藤議員が熱心な議員活動をされる過程で生じたことであり、市政の課題となっていることについて念入りに調べることは議員として当然の活動である。しかし、今回の事案は、事前約束をしておく、電話にて面会予約をする等していれば問題とはならなかった事案である。

以上のことから、倫理条例第3条第1項第1号違反であると決定した。

審査の経過等

審査会の構成 委員長：森田充 副委員長：上杉正敏

委員：角井英明、北川元気、小川隆史、野村博雄、安澤勝

第1回審査会(3月15日)

- ・委員長および副委員長を互選し、委員長に森田充議員、副委員長に上杉正敏議員を選出した。
- ・審査請求代表者から審査請求の経緯・理由について説明を受け、審査対象事項を確認した。
- ・審査対象議員に対して弁明の機会を与えるため、また、和田裕行市長に関係者として事情聴取を行うため、出席要求を行うことを決定した。

第2回審査会(3月16日)

- ・和田裕行市長から、倫理条例第3条に違反する疑いがあることを証する書類として令和5年3月9日付で提出された2件の申入れについて説明を受けた。
- ・黒澤茂樹議員、伊藤容子議員から、弁明を受けた。

第3回審査会(3月20日)

- ・谷口典隆議員から、弁明を受けた。

第4回審査会(3月27日)

- ・第2回および第3回審査会で確認された事項を基に、各委員が倫理条例違反に該当するか否かの意見を出し合った。

第5回審査会(3月28日)

- ・第4回審査会で示された意見を整理し、案件ごとに審査結果を確定させた。

7 措置の内容(条例第14条の規定による措置を講じるときに限る。)

谷口典隆 議員 パワーハラスメント防止研修を受講するよう努めること

(倫理条例第 12 条第 2 項第 4 号 その他必要と認める措置)

黒澤茂樹 議員 パワーハラスメント防止研修を受講するよう努めること

(倫理条例第 12 条第 2 項第 4 号 その他必要と認める措置)

伊藤容子 議員 パワーハラスメント防止研修を受講するよう努めること

(倫理条例第 12 条第 2 項第 4 号 その他必要と認める措置)